

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年6月8日

全国健康保険協会千葉支部
支部長 佐藤 信行

1. 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

無効被保険者証カード等の収集・運搬及び廃棄処分業務委託
排出予定量 1,000kg

(2) 仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 見積競争方法

契約は、本調達にかかる一切の費用を含んだ1kg当たりの単価契約とする。
見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出したものを
契約の相手方とする。相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額
(単価)をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であ
るか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2. 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)において、「役務の提供等」のうちいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 「産業廃棄物収集運搬業許可」及び「産業廃棄物処分業許可」を取得していること。
- (4) プライバシーマーク・ISO/IEC27001・JISQ27001のうちいずれか1つの認証を取得している、またはこれらに準ずるものを取得している者であること。なお、いずれも取得がない場合は「法令の遵守等に関する申出書」(別紙1)を提出すること。
- (5) 処分施設等が、千葉市内又は千葉市近郊にあること。

- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (9) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (10) 損害賠償請求を全国健康保険協会からを受けている者でないこと。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、仕様書配布場所及び問い合わせ先
〒260-8645 千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 2 階
全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 担当: 増田
電話 043-382-8315
- (2) 見積書の提出期限および提出方法
令和4年6月22日 17時00分
◎見積書とあわせて、以下の書類を提出すること。
 - ①資格審査結果通知書の写し
 - ②「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証（廃プラスチック類）」を取得していることを証する書類の写し
 - ③プライバシーマーク・ISO/IEC27001・JISQ27001のうちいずれか1つ認証を取得している、またはこれらに準ずるものを取得していることを証する書類の写し。なお、いずれも取得していない場合は「法令の遵守等に関する申出書」（別紙1）
 - ④本業務の実施に係る「確認一覧表」（別紙2）
 - ⑤再委託がある場合は、再委託先の詳細を示す書類（廃棄物処分業許可証の写し等を含む）

4. その他

- (1) 見積書には事業所名・代表者名を記入し、代表者印を押印し、全国健康保険協会千葉支部宛て提出すること。記載誤り及び記載漏れ又は判読不能なものは無効とする。
- (2) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこと。
- (3) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 予定数量の増減については異議を述べることは出来ない。
- (5) 請求にあたっては、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (6) 契約保証金 全額免除とする
- (7) 契約書作成の要否 要

《参考》 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。